

昭和二十七年五月二十三日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事 甲木 保君 理事 若林 義孝君

理事 小林 信一君 理事 松本 七郎君

坂田 道太君 首藤 新八君

圓谷 光衛君 東井三代次君

平島 良一君 水谷 昇君

笹森 順造君 渡部 義通君

浦口 鉄男君 小林 進君

出席政府委員

(文部事務官) 田中 義男君

(初等中等教育局長) 高橋誠一郎君

文化財保護委員長 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

(文化財保護委員事務局局長) 森田 孝君

委員外の出席者

文部事務官初等中等教育局長 内藤三郎君

庶務課長 石井 昇君

専門員 横田重左衛門君

五月十二日

図書館法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七九号)(参議院送付)

同月二十一日

学校給食統廃実施等に関する請願

(井出太郎君紹介)(第二九四四号)

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促進に関する請願(中崎敏君紹介)(第二九四五号)

同(山本利壽君紹介)(第二九四六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八八号)

義務教育費国庫負担法案(竹尾式君外十五名提出、衆法第四〇号)

○竹尾委員長 これより開会いたします。

この際お諮りしたいことがございます。義務教育費国庫負担法案につきまして、地方行政委員会から連合審査会開会の申入れがありました。これを受諾するに御異議ございませんか。

○松本(七)委員 この法律案は、提出までの経過その他から考えまして、非常に重要な法律案であるし、当然連合審査会でやらなければならぬと思えます。それだけに、提出はすつと前になつておりますし、必要があれば、もつと早く向うから申出があつてしかるべきかと思うのですが、期日もずいぶん切迫しておることから、あまり長くそういふことに時間を費すのもどうかと思う。どのくらいの時間でなさる御計画ですか、その点委員長にちよつとお伺いしておきたいのです。

○竹尾委員長 今それをお諮りしたいと思ひますが、この連合審査会を開くといふことには御異議ございませんでしょうか。

○松本(七)委員 次は、日程の順序を変更いたしまして、文化財保護法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入りたいと思ひます。質疑は通告順によつてこれを許します。水谷昇君。

○水谷(昇)委員 若林委員から、さきに御質問がありました。その御答弁等に、まだ要領を得ぬところがあり、私からも重ねてお尋ねしたいと思ひます。

文化財保護法の一部を改正する法律案に対して、文部大臣が提案の理由を説明してあるのではありませんか、それによりますと「文化財保護法は、文化財保護の重要な使命にかんがみまして、昭和二十五年第七国会において、国会みずからの御発案によつて通過成立したものであります。その任務の重要性に照しまして、文化財保護委員会という行政委員会をしてその行政上の責任を負わしめてゐる」ということを言われておるのであります。それは、この文化財保護委員会というものは、重要な委員会であるといわなければなりません。そこで「今回の政府全般を通じて行政機構の改革にあたりまして、文化財保護行政の特殊性に基づきまして、文化財保護委員会は存続することになつた」とこれはよくわかるのであります。その次に「ただ内部的に、この委員会に關し左の諸点について機構の簡素化を行うことに相なつた次第であります」といふ御説明で、「第一に、文化財保護委員会の委員の数は、現在五人であります。これを三人に減少いたしました」といふことを言われてゐる。現在五人であるのを三人に減少するのだ、ここが問題だと思ふのであります。文化財保護委員長にお尋ねしたいのであります。過去から今日まで五人の委員によつて行政上の責任を負うて來られたのであります。その経過並びに、今回の行政整理によつて三人に減少しても、さしつかえないのかどうかということ、これをひとつ十分御説明をお願いいたします。議員提出でこの文化財保護法を制定したのでありますから、こゝういふ点については、われわれは十分責任を感じます。この点を十分に御説明をいたしたいので、その上で十分審議をしてみたいと考えておるのであります。

なお、第二の「事務局の總務部、保存部の二部制を廃止して次長制とし、機構の簡素化をはかる」とした次第であります。ということでもあります。これは行政機構の改革にあたつてはしるべきものだと思ひます。

○高橋(誠)政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。文化財保護委員会は、これまで行つたところによつてみますと、重要な問題につきましては、専門審議会にかけまして、その答申を得まして、これによりまして、さらにまた審議を行つたのでございます。こゝういふ場合におきまして、お話のように、まことに広汎にわたつておりますので、われわれ五人の委員の中の何人かが特にある問題に關しまして相當の造詣を持つておる者があつて、これが中心となりまして審議を進めて行かなければならぬ必要がございますので、ただいままでの五人の委員を三人に減らされるということに相なりましては、合議制といつたし

な。お明二十四日の午前十時から、さきに二十六日の午前十時から連合審査会を二回開きたいと思ひます。

○松本(七)委員 これは一日に、午前午後と通じて、切上げるというふうなわけには行かないでしょうか。

○竹尾委員長 これは実は地方行政委員会と御相談したのですが、向うは、例の地方自治法につきまして、毎日参考人をお呼びしておりますので、なかなか時間のやりくりがつかない。そこで、できれば今日の午後からと思ひましたが、向うでその参考人を呼んでゐる關係で、できないから、土曜日と月曜日の午前中にしたいと思ひます。こゝういふことであつたのです。それでさう御了承願ひたいと思つております。これ以外に早くはできないので

○松本(七)委員 それはやむを得ないかと思ひますが、月曜日の午前中にきちんと終るやうに、なるべく審議を促進していただくやうに、ひとつ委員長からおとりはかり願ひます。

○竹尾委員長 さようとりはかりやうに努力いたします。それでさう決しました。

○竹尾委員長 次に、日程の順序を変更いたしまして、文化財保護法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入りたいと思ひます。質疑は通告順によつてこれを許します。水谷昇君。

○水谷(昇)委員 若林委員から、さきに御質問がありました。その御答弁等に、まだ要領を得ぬところがあり、私からも重ねてお尋ねしたいと思ひます。

文化財保護法の一部を改正する法律案に対して、文部大臣が提案の理由を説明してあるのではありませんか、それによりますと「文化財保護法は、文化財保護の重要な使命にかんがみまして、昭和二十五年第七国会において、国会みずからの御発案によつて通過成立したものであります。その任務の重要性に照しまして、文化財保護委員会という行政委員会をしてその行政上の責任を負わしめてゐる」ということを言われておるのであります。それは、この文化財保護委員会というものは、重要な委員会であるといわなければなりません。そこで「今回の政府全般を通じて行政機構の改革にあたりまして、文化財保護行政の特殊性に基づきまして、文化財保護委員会は存続することになつた」とこれはよくわかるのであります。その次に「ただ内部的に、この委員会に關し左の諸点について機構の簡素化を行うことに相なつた次第であります」といふ御説明で、「第一に、文化財保護委員会の委員の数は、現在五人であります。これを三人に減少いたしました」といふことを言われてゐる。現在五人であるのを三人に減少するのだ、ここが問題だと思ふのであります。文化財保護委員長にお尋ねしたいのであります。過去から今日まで五人の委員によつて行政上の責任を負うて來られたのであります。その経過並びに、今回の行政整理によつて三人に減少しても、さしつかえないのかどうかということ、これをひとつ十分御説明をお願いいたします。議員提出でこの文化財保護法を制定したのでありますから、こゝういふ点については、われわれは十分責任を感じます。この点を十分に御説明をいたしたいので、その上で十分審議をしてみたいと考えておるのであります。

なお、第二の「事務局の總務部、保存部の二部制を廃止して次長制とし、機構の簡素化をはかる」とした次第であります。ということでもあります。これは行政機構の改革にあたつてはしるべきものだと思ひます。

○高橋(誠)政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。文化財保護委員会は、これまで行つたところによつてみますと、重要な問題につきましては、専門審議会にかけまして、その答申を得まして、これによりまして、さらにまた審議を行つたのでございます。こゝういふ場合におきまして、お話のように、まことに広汎にわたつておりますので、われわれ五人の委員の中の何人かが特にある問題に關しまして相當の造詣を持つておる者があつて、これが中心となりまして審議を進めて行かなければならぬ必要がございますので、ただいままでの五人の委員を三人に減らされるということに相なりましては、合議制といつたし

な。お明二十四日の午前十時から、さきに二十六日の午前十時から連合審査会を二回開きたいと思ひます。

○松本(七)委員 これは一日に、午前午後と通じて、切上げるというふうなわけには行かないでしょうか。

○竹尾委員長 これは実は地方行政委員会と御相談したのですが、向うは、例の地方自治法につきまして、毎日参考人をお呼びしておりますので、なかなか時間のやりくりがつかない。そこで、できれば今日の午後からと思ひましたが、向うでその参考人を呼んでゐる關係で、できないから、土曜日と月曜日の午前中にしたいと思ひます。こゝういふことであつたのです。それでさう御了承願ひたいと思つております。これ以外に早くはできないので

○松本(七)委員 それはやむを得ないかと思ひますが、月曜日の午前中にきちんと終るやうに、なるべく審議を促進していただくやうに、ひとつ委員長からおとりはかり願ひます。

○竹尾委員長 さようとりはかりやうに努力いたします。それでさう決しました。

○竹尾委員長 次に、日程の順序を変更いたしまして、文化財保護法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入りたいと思ひます。質疑は通告順によつてこれを許します。水谷昇君。

○水谷(昇)委員 若林委員から、さきに御質問がありました。その御答弁等に、まだ要領を得ぬところがあり、私からも重ねてお尋ねしたいと思ひます。

文化財保護法の一部を改正する法律案に対して、文部大臣が提案の理由を説明してあるのではありませんか、それによりますと「文化財保護法は、文化財保護の重要な使命にかんがみまして、昭和二十五年第七国会において、国会みずからの御発案によつて通過成立したものであります。その任務の重要性に照しまして、文化財保護委員会という行政委員会をしてその行政上の責任を負わしめてゐる」ということを言われておるのであります。それは、この文化財保護委員会というものは、重要な委員会であるといわなければなりません。そこで「今回の政府全般を通じて行政機構の改革にあたりまして、文化財保護行政の特殊性に基づきまして、文化財保護委員会は存続することになつた」とこれはよくわかるのであります。その次に「ただ内部的に、この委員会に關し左の諸点について機構の簡素化を行うことに相なつた次第であります」といふ御説明で、「第一に、文化財保護委員会の委員の数は、現在五人であります。これを三人に減少いたしました」といふことを言われてゐる。現在五人であるのを三人に減少するのだ、ここが問題だと思ふのであります。文化財保護委員長にお尋ねしたいのであります。過去から今日まで五人の委員によつて行政上の責任を負うて來られたのであります。その経過並びに、今回の行政整理によつて三人に減少しても、さしつかえないのかどうかということ、これをひとつ十分御説明をお願いいたします。議員提出でこの文化財保護法を制定したのでありますから、こゝういふ点については、われわれは十分責任を感じます。この点を十分に御説明をいたしたいので、その上で十分審議をしてみたいと考えておるのであります。

なお、第二の「事務局の總務部、保存部の二部制を廃止して次長制とし、機構の簡素化をはかる」とした次第であります。ということでもあります。これは行政機構の改革にあたつてはしるべきものだと思ひます。

○高橋(誠)政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。文化財保護委員会は、これまで行つたところによつてみますと、重要な問題につきましては、専門審議会にかけまして、その答申を得まして、これによりまして、さらにまた審議を行つたのでございます。こゝういふ場合におきまして、お話のように、まことに広汎にわたつておりますので、われわれ五人の委員の中の何人かが特にある問題に關しまして相當の造詣を持つておる者があつて、これが中心となりまして審議を進めて行かなければならぬ必要がございますので、ただいままでの五人の委員を三人に減らされるということに相なりましては、合議制といつたし

て、十分な機能を發揮いたします上
に、少からざる支障を来しはしないか
と、ひそかに心痛いたしておる次第で
ございます。現に有光委員の任期が切
れまして、新たに委員を任命せられま
す際に、特に大臣から、委員会に建築
方面の権威者が入つておられないのは
遺憾であるということで、特にこの方
面の権威者であります内田委員の任命
を見たような次第でございます。なお
また最初の委員を選考いたします際
に、財界方面と連絡を保つ上において
便宜な地位にある人に加つてもらう
ことがいいのではないかとというような
意見も出たようであります。その点な
ども考慮せられまして、現在の委員が
選ばれたように存じておるのでござい
まして、これを三人に減らしますとい
うことでございまして、いろいろ／＼な点
におきまして困難が生じはしないか。
私どもといたしましては、やはり今ま
で通り五人にしたいのだきたいとい
う感じが、まことに深いのでございま
して、その点は、すでに大臣までも申
上げておいた次第でございます。

今後五人の者を三人にして判断をしな
ければならぬということになると、重
要な文化財でありますから、この点に
欠くる点ができるというたような心配
も起るわけでありまして。なおまた、こ
の五人で相談をするときに、五人なら
ば、物事がきまりにくいときには、多数
決でまゐると思ひますが、これを三人
に減らしますと、三人のうち一人欠席
でもせられるというような場合に、二
人では決しようがないということも考
えられます。そういう場合には、また日
を改めてやらなければならぬというこ
とになつて、非常に不便であるうと思
像するのでありまして、それらの点に
ついても、委員長の御意見をひとつ伺
つてみたいと思ひます。

○高橋(誠)政府委員 たいだいま申し上
げましたごとく、これまでいろいろ／＼な
問題が生じた際に、特に専門家と
称し得ないまでも、この方面に關しま
して相当の理解のある者のおりまし
とが必要でございますので、これまで
五人の委員の場合には、たいていみな
その方面につきまして、相当見識のあ
る意見を表明する者がありまして、そ
れによりまして、大体さしつかえない
審議が行われた次第であります。なお
また、財界人を加えますことが必要で
あるという点は、国宝あるいは重要文
化財と称すべき名器、名品を所蔵して
おります者が、多く財界人でありまし
て、こういう人たちの出品を促します
際などにおきまして、少からざる便宜
があることとございまして、また文化
財保護委員会としてはなし得ない事業
を、この委員会と表裏一体となりまし
て、協力を設けてこれを進行するに
ければならぬ必要も出て参つて

おりますので、これらのものは、寄付
金によりましてその基礎をつくらなけ
ればならぬのでございまして。こうい
う点におきまして、財界人と密接な関
係のあります委員のおりすることが、
少からざる便宜を与えると思ひます
次第でございます。なお、私の申し上げ
ましたところで不足いたしております
点は、局長から御説明申し上げること
をお許し願ひたいと存じます。

○森田政府委員 たいだいま委員長から
御答弁願ひました点で、補足する必要
はないと思つておりますが、財界の方
が全部ということでは、もちろん困り
ますけれども、財界に信用があつて、
しかもこちらの方面の知識経験が深い
人で、同時に文化財について理解の深
いまた見識を持つている方がおられる
ことによつて、委員会が非常に幅の広
い活動ができるという点では、具体的
な例を申し上げますと、大體文化財そ
のものが、見方によつては一つの財産
でありまして、これを動かす場合にお
きまして、やはりそちらの方面の見方
から見ると、非常に重要な問題になつ
て参ります。単に買取りとい
うだけではなくて、展覧なり、あるいは
命令または勧告による出陳の場合の
交渉というふうな場合においても、同
様のようないふ方になつて参ります。
また同時に、国費が不足しております
ので、あらゆる修理または保管というよ
うな点におきましては、七割ないし五
割、あるいはものによつては三割くら
いしか国の補助がないのでありまし
て、大部分は民間の金によつてこれを
行つて行かなければならぬのでありま
す。そういう場合におきまして、財界
の方においても信用がある、また平た

言葉でいへば、顔が広いというよう
な方々に加つていただくことにより
まして、国の費用の不足な点について
の補填に必要な民間の負担金と申しま
すか、の点が、円滑に解決して行くこ
とができるのでありまして、そういう
意味におきまして、現在の委員の構成
上、主として財界において御活動にな
つておる方がお入りになつておるとい
うことは、委員会の活動の非常に円滑
化する原因となつておると考えておる
のであります。

○水谷(昇)委員 文化財の重要性にか
がみまして、これを判断する人が、
三人よりは五人おつて判断をした方
が、得心が行くといふことは、簡
単化といふ点については、そんなに大
して費用が減るわけでもなし、二人を
減らしたために、一般からこの保護
委員に対する信用を失うようなことが
多いことになると、非常なマイナスに
なるという点が考えられるので、こ
ういふような点を十分考慮して行か
なければならぬと私は考えるのであり
ます。これは意見にわたりますから後
にまわしますが、とにかく文化財保護委
員会の方では、やはり五人であつた方
がすべて万事に都合がいい、という
ふうな結論になるわけでありまして、
その点だけ御意見を承つておきたい。
○高橋(誠)政府委員 まつたくだい
まの水谷委員の御意見通りに、われわ
れ委員会も感じておる次第でございま
す。

○甲本委員 たいだいま水谷委員から大
半は質問になつておりますが、もし行
政整理や経済節約の目的をもつて必要
であるというならば、三人の常勤制度
を改めて、一人だけを常勤の勤務とな
し、他の四人を非常勤の実費弁償制度
とすれば、どうかこうか追いつくので
はないかと思ふのですが、これにつ
いて、委員会並びに文部当局の御見解を
承りたい。

○高橋(誠)政府委員 経費の節約の点
から参りますと、かえつてたゞいまお
話のございましたように、実費弁償い
たしました方が、はるかに節約に相
なると存じております。われ／＼こ
れまでの委員の間におきまして、報
酬を御辞退しようではないかというよ
うな意見も折々出たおつた次第でござ
いまして、いずれもみな文化財の保護
に熱心な人々でございまして、俸給
の有無にかかわらず、同じような努力
をこの仕事のためにささげて行く人々
であると考えております。

○甲本委員 文化財の種類は雑多であ
り、その価値判断もきわめていろいろ
であるのであります。いかなる優秀な
委員であつても、もしそれが先ほど水
谷君が言われた通り、小人数である場
合は、正確な判断を失うおそれが多
分にあるのであります。でございま
すから、かりにも一人が事故あるいは
病氣の場合は、二人ではどうしても判
定し得ないことが生ずることと思つ
てあります。でございまして、員数
の最小限度は、どうしても五人であ
ると考えるのでございまして、いま一
応この点について御答弁をいたしたい
と思ひます。

○高橋(誠)政府委員 先ほど申し上げ
ました点のほか、たいだいま御質問の
ございました事務の点を申し上げます
と、この点におきましても、三人に相
なりまして、支障を生ずるおそれがた

いへんに多いと存じます。昨年は、私がしばらくアメリカに参つておりまして、その後また矢代委員は、三箇月におたりましてヨーロッパ並びにアメリカを視察して参られたのであります。今後もしこれが三人になりまして、その中の少くも一人が海外に参れる、あるいは病臥せられるといううなこともございしますならば、事務の上におきまして、少からず支障を来すことに相なりはしないかと、実は懸念いたしておる次第でございします。事務簡便化の点におきまして、これを三人に減らしたところで、格別のこともなからうと思つたのであります。事務の上におきましては、委員長が責任を持つて事をとり行いますようにいたしますれば、五人でも相当簡素化の実をあげ得るのではないかと考へておるのでございします。

○松本(七)委員 前会浦口委員から、第五案第二項を削除する理由について御質問があつたときに、森田局長の御答弁によりまして、行政委員会が独自の立場でやるのが当然なことであつて、わざ／＼これを挿入する必要はない、むしろそれを挿入しておくことによって、文部省と連絡なしにやるかのごとき誤解を生むおそれがあるといううな御答弁があつたのですが、今までの運用において、何かそういう連絡なしにやつたといううな例があるものでありましようか。

○森田(孝)政府委員 具体的な例があつたということをおし上げたのではないのであります、そういうおそれがあるということをおし上げたのであります。もちろん、委員会の仕事につきましては、予算におきまして、すでに

これは大臣に予算の審議権と申しますが、予算案の作成についての審議権、編成権があるわけでありまして、従つて、各年度における文化財保護委員会の予算につきましても、これを予算案として作成する場合においても、文部本省におきまして第一次の査定があるわけでありまして、従いまして、その仕事の内容については、すでに予算編成のときに、本省とは十分な連絡ができておるわけでありまして、一般的なことを申し上げれば、連絡をしないので仕事を進めたということはないのであります。ただ何と申しますか、各末端と言つては申訳ありませんが、職員の中には、具体的に仕事をやる上におきまして、つい連絡するのが一日遅れたとか、あるいはまたあとからになったといううなことは、これは起る可能性がないでもないという心配があつたから申し上げたのであります。

○松本(七)委員 特にそういう例があればともかくとして、何らそういう例が今までないといふれば、この前の浦口委員の質問の御答弁にもありましたので、今度は逆に何らか文部省の方で、監督というか、そういう面が強くなる危険の方が出て来るのじやないか。むしろそういう危険を防ぐ意味で、こういう規定は必要じやないかと思つたのですが、その点はどうか。

○高橋(誠)政府委員 私といたしましては、やはりこの規定がございました方が、この保護委員会の性格を明らかにし、運営を円滑ならしめる上において、効果が大なるものであらうと考えておる次第でございします。

間質問したことの連続のようでありまして、この際高橋委員長にまたお尋ねをしておきたいと思つたわけですが、それは、ただいまの但書の問題であります。文化財保護という仕事は、その時々の政府とか政党とか国情とか、そうしたものに災ひされないうように、ほんとうに独自の立場で運営されなければならぬというところから、私はこの条項がついていて、こう思つたのでございします。同じく大幅な行政権限を持つた委員会としては、教育委員会などもありますが、御承知と思ひます。その教育委員会にはこういう但書条項はないのであります。それを文化財保護委員会に限つて特につけたということは、私はやはりそこに非常に大きな意味がある。森田局長は、まあお立場上、この但書がなくとも実質は同じなんだから、あつてもなくてもいいのだ、こういうふうに言われたのですが、私はそれは非常に遠慮して言われたと思つたのであります。どうしてまただいまの松本委員のような心配がここに出来たのであります。これを削除するに付いての経過、どうしたお話し合いでこれが削除されることになつたのか、その点お話を願へば参考になると思ひます。

○高橋(誠)政府委員 その点は、まづたゞ文部省側の意見を委員会に聞いておりませんので、これが委員会の問題になりまして、大体先ほど森田局長からお話のありましたような点を考へておつたのでありますけれども、全体の意見をまとめるには至りませんでございします。しかしながら、ただいまのお話の通り、もしこの条項が依然存置せられますならば、まことに仕

合せであるといふ／＼は考へております。おそらく委員全体も、同様の考へではないかと推察いたす次第でございします。

○浦口委員 そういたしますと、これはひとつ、立案者の文部省の文化財関係の課長かどなたかいらつしやつていないのですか。——その方にお聞きすべきことと思ひますが、もしお聞きにならなければ、質問を保留いたします。

○森田(孝)政府委員 浦口委員の御質問ですが、この問題は、文部本省と文化財保護委員会と共同で立案したのであります。今仰せになりましたのはこの五案二項の問題であります。五案二項を削除するという点についての経過というものは、この前私が申し上げましたような理由——これは主として本省側であります。これだけはこの間申し上げませんでしたけれども、本省側の希望がありまして、われ／＼も本質上かわらないから、その点はそういう意味で賛成をしたのであります。

○浦口委員 どうもそこが私納得行かないのです。これを置くことによつて、従来何か具体的な弊害があつたかという松本委員の質問に対しては、格別の弊害があつたとはわれ／＼は考へられない。委員会はやはりあつた方がよいという。それがどうしてなくなつたかというところが、私はまことに不可解である。これをもう一度御答弁願ひます。

○森田(孝)政府委員 まことに仰せの通りであります。委員会が独立してその職権を行うという本質上の性格といたうものが、この五案二項があることによつて、さらにはつきり裏づけられるという意味におきましては、委員長が申し上げた通り、またわれ／＼もそれはあつた方がよい。しかしながら、それがあつたことによつて、将来もし弊害が起りはしないかという意見があつたときには、これは将来絶無だという保証は得られないのだ。従つて、本質がかわらなければ、そういう誤解が起れば削つてもさしつかえない、こういう程度で、われ／＼はそれに同意をいたしましたという意味で、別に矛盾はしてないと思つております。

○浦口委員 これは文部省からもう一度伺うこととして保留しておきたいと思ひます。

その次に、行政機構の全体の改革にあつたての機構の簡素化であるということも、提案理由に書いてあるのです。が、具体的に御聞きしたいのは、総務部、保存部の二部制が廃止されて、二人の部長がいなくなりまして、すべて、次長がこの二つの部を兼任して、この二つの部に課せられた相当多くの事務を遂行して行くことになると思つたのであります。それが今までも同じような仕事をやつて行く上に支障がないかどうか。その点をまづ伺いたい。

きましては、次長が一人になつた場合、課長の責任が非常に重くなつて来るという点において、部長制があるのと、仕事の上において違ひができて来るのでありまして、各課長の今後一層の御努力をお願いいたすことによつて、事務に支障のないように遂行して参るの、われ／＼の今後努力すべき点だと考えております。

○浦口委員 その次に、五人の委員のうち、一応全部解任になると承知していいと思つておりますが、そのうちからまた再任される方は別といたしまして、解任されたたりの委員の方は、これはまだ任期があるのに、要するに失職する、こういうことになりまして、法制局の一部の意見を聞きまして、非常にそこに疑義があるというところを言われている。そうした事態によつて生ずる障害は、これは文部省の責任だといふふなことを一部で言われておりますが、その任期中であるにかかわらず失職される委員の問題について、どういふふうな文化財保護委員会としては、お考えになつていられるか。法制局と何らかお打合せがあつたか、その点お伺いいたします。

○森田(孝)政府委員 仰せの点につきましては、二つの見方があるのであります。今度の行政機構改革におきまして、その官庁が廃止になつて、新しく別の官庁ができるという形のと、それから、官庁はそのまゝあつて、ただ人を減らすというものと、二つがあるわけでありまして。文化財保護委員会におきましては、大臣の提案理由の説明にもありますように、行政委員会としては残ることになつておりますので、従いまして、官庁そのものは

変更なしに残つておるわけでありまして。そうして、ただ定員を五人から三人に減らすという簡素化の行き方になつておりますので、一つの見方は、これは行政整理の理論であります。従いまして、五人の委員が三人になる場合においては、その五人の委員の中から二人を行政整理で減らす、こういう行き方で行くべきだというのが一つの理論であります。確かに一部にそういう意見があるものであります。もう一つ別の行き方は、五人の委員の構成と、三人の委員の構成では、構成が違つなければならぬので、従つて、五人を三人に減らすということは、委員を全部新しく任命し直すということだ。従つて、これは全部職を失つて、新しい構想のもとに新しい委員を任命すべきである、こういう二つの意見があるのであります。従いまして、諸般の事情をいろいろ協議した上で、そのあとの意見に従つて、この改正案ができておるわけでありまして。

○浦口委員 ただその場合に、任期のあるものを、任期の途中において失職させる、そういうことに對する法制上の疑義について、これは意見長官の意見を直接ここでお聞きした方が適切かと思ひますが、もし事務局として法制局の意見をお聞きになつておれば、この際お聞きしておきます。

○森田(孝)政府委員 国家公務員で任期の規定のある委員は、一応その任期については、反面において身分保障が当然にあるといふことは、これは一般的にいえることとあります。しかしながら、こういう機構の改革を行うという場合におきましては、その機構改革によつて廃官廃庁になるものについて

は、法律上当然に職を失うことになるのであります。先ほども申しました通りに、法律上の觀念からいいますと、行政整理の觀念に入るといふこともいえる關係上、特にこの改正案の中に附則を設けて、その附則に、全員が職を失うという特別の規定を置きまして、この法律によつて、今の身分保障の点を、これは例外であるといふことを特に規定する必要があるといふことに載せたような次第であります。

○浦口委員 その点、法制意見長官の意見を聞く機会を得たいと思ひますので、その程度にとどめておきます。最後に、委員長にお聞きしておきたいことは、この法案と直接關係はございませんが、重要文化財の中から、国宝あるいは天然記念物等の指定が大部分で、第一次指定が終つたようにわれわれは承知しておりますが、今後第二次あるいは第三次と、最後の決定がいつごろ大体終了されるお見通しか、その点をお尋ねしておきます。

○高橋(誠)政府委員 国宝の指定は、二回行つてございまして。そして当初三年間で一切終了予定でありましたのでございまして、人員が減りました関係などで多少延びるかと存じますが、大体まず三年程度で指定を終りたとい存じております。多少延びることをお許し願わなければならぬかと思ひます。

○竹尾委員 次に東井三代次君。○東井委員 委員会の当局の方にお伺いしたいのでございますが、この文化財保護法がございまして、この第二十二條の第三項でございまして、国立博物館に、奈良分館を置く。というのがあるのであります。この法律は前国

会、昨年末に改正をされて、そして第二十二條の中に、京都国立博物館というのを挿入されたわけでありまして、これはその当時の事情といたしましては、恩賜博物館が移管をされたという実情でありまして、われ／＼はその当時から、京都博物館が独立の形態になるならば、奈良の分館も当然にこれは独立すべきものだと思つておたのであります。これは政治的な考慮というよりも、むしろ奈良の博物館というものの内容が、京都と比較をいたしまして、京都が独立するならば、奈良も当然に独立すべき内容を持つてゐる。特に奈良の博物館に納められております文化財というものは、文化的に非常に高いものがあり、その点におきましては京都と遜色なく、さらにまた奈良のあそこ保存をいたしております文化財というものは、京都博物館が持つておりますそれ以上に、国としては尊重するべきものだと思つておるのであります。これは、政治的に考えますと、地元の方で、この博物館を分館よりも独立の博物館として独立をさせてもらいたいという要望は、もちろんあります。けれども、これはそういう政治的な考慮のほかに立つて、少くとも日本の文化の上において、奈良の博物館というものをどう取扱うか、その文化財をいかに考えるかという観点からこれは考へて行かなければならぬ問題だと思つております。この点につきまして、私は今回京都恩賜の博物館が独立いたしました機会に、その当時当然にこれは独立をしなければならぬものだったのであります。あの当時財政的な理由／＼の制約もあり、また理由もあつて、奈良の方を独立させ得

なかつたといふような事情に了解をしておるのであります。この点につきましては、委員会当局といたしましては、行政的に考えられて、その奈良の分館を独立させるべきものかどうか、さらにまた財政的にこれを見た場合、どういふふうなことになるか、ということ、事務局、もちろんけつこうでございまして、これを独立させてよいものかどうかという委員長のお考えをお漏らし願ひたいと思ひます。

○高橋(誠)政府委員 ただいま御質問のありました点、われ／＼といたしまして、私も同感でございまして、私、先年東京国立博物館長をいたしておりました際に、奈良に参りまして、分館長との問題を議したのでございまして、その当時におきましては、奈良の分館長そのほかの諸君の御要求が、さほど強くございまして、それで、まずしばらくこれを推し進めることもいたさないで、おつたのでございまして、お話をございまして、いよいよ京都が国立となりました以上、奈良は、その価値から申しまして、当然独立して国立博物館となる資格を備へてゐるものと考えております。そして、ただいまのように東京国立博物館の分館と相なつておると、事務的なことを行う場合に、一々東京を経由しなければならぬといふ不便がございまして、そういう点から見ても、奈良はむしろ独立した方がよいのではないかと。経費そのほかの点に関しまして、大した増額を見ないで済むのではないかと考えております。なお、この点につきましては、局長から補つてお答え申す

ことをお許し願いたいと存じます。

○森田(孝)政府委員 独立した場合の経費であります、東京の国立博物館として、現在予算並びに定員は、奈良の分館についても一括せられております。従いまして、予算におきましては、さしあたりは新しい予算を計上する必要もありませんし、東京の国立博物館として一括して計上せられておるものをいかにわけるか、定員につきましてこれをいかにわけるかという事務的問題だけが残つておるのでありますので、独立するにつきましては、もちろん大蔵省におきましては、新しい故障が出るということは、考えられないと思つております。なお、将来の問題につきましては、分館であるよりは、独立した方が、その活動は、今、委員長から申されましたように、格段と活発に博物館の機能を發揮することができるとありますし、また同時に、それに伴いますところの予算的な裏づけといたしましても、分館であるよりは、十分な裏づけができるようになりはしないかと考えております。

○竹尾委員 ほかにも御質疑はございませんか。——本法案に対する質疑は、本日はこの程度にとめておきます。

○竹尾委員 次に、義務教育費国庫負担法案を議題とし、前会に引き続き質疑を続行いたします。質疑のある方はこれを許します。

○松本(七)委員 小学校の教員数ですが、この法律案では、全国の児童数を基礎にして、五十分の一・五というふうな計算の仕方をしてありますが、こういうやり方ですと、全国的には児童数

が相当数減つても、学級数としては減らせられないような状態が出て来るのではないかと。むしろ合理的にやるためには、当該学校の当該学年の児童数というものをもとにきめなければ不合理じやないかという点が考えられますが、その点どういふふうな考えを持つておられますか、明らかにしていただきたい。

○若林委員 今松本委員が御指摘になりましたような事柄は、相当考慮しておかなければならぬ問題だと思ひます。しかし、この法案のねらつておられるのは、むしろそれを慎重にやらなければならぬのであります。総額のことについてとりきめを行うのがこの法案でありまして、配分につきましても、今御指摘になりましたような事柄は、十分注意をして法律で定めなければならぬ、こう考えておるのであります。

○松本(七)委員 総額をきめるにあつて、私の申したようなことを基礎にやらなければ、不合理になるという点を私は指摘しておるのですが、これは議論になりますから、この程度にしておきます。

それから第三条の教職員給与費の平均単価算出の基礎ですが、これには超過勤務手当が含まれておらないようです。こうなると、事務職員の超過勤務が認められないということになつて、非常に不便ではないか。その点はどうですか。

○若林委員 日直並びに宿直に関する手当というものが、ここに抽出してあるわけでございます。その中で十分考慮できるようにするわけであります。

○松本(七)委員 これは超過勤務は、全部日直、宿直ということで考慮するという意味ですか。

○若林委員 教員の場合の超過勤務手当というものは、特別に算定することなしに、日直、宿直に関する手当として出されておるのであります。それから一般事務職員の分については、府県の費用の中から支出せられるのであります。この法律で定めております金額の外で考慮されておると、御了解を願ひたいと思ひます。

○松本(七)委員 これは教職員給与費の平均単価を算出する基礎を定めておるのでありますから、当然この中に包含して定めなければ——それだけを取除いて、基礎にも入れないということ自体おかしい。基礎に入れて、総額のうちどれだけを国が持つかということを決めるべきであります。基礎からすでにこれだけ除くというのは、おかしい話です。

○若林委員 その分は、平衡交付金の中に抽出されずに残つて行くわけでありまして、

別算定は用いていないわけでありまして、

○松本(七)委員 そこに問題があると思ふ。今までとにかく三百七十五円だけ高かつたという事実、それを今日除いて計算するということは、非常に酷じやないか。そこに何らかの考慮あつてしかるべきではなかつたかと思ひます。

○若林委員 御存じの通り、地方公務員並びに義務教育に携わる地方の教職員として、給与は各府県においてことごとく異なつておるわけであります。それを一律の法律で定めようというところに、相当の無理はあると思ふのであります。相当の無理はあると思ふのであります。この基準を用いておるわけなものであります。だから、不均衡な分を国家全体として算出する場合、やむを得ざる措置ではないかと考えるのであります。

○松本(七)委員 その点も、一律に早く総合的なものをきめることに重点を置くか、現在の事態というものを、もう少し考慮すべきかという議論になりますので、あとに譲ります。

その次の第四条の建設事業費のことですが、これは校舎の修理なども含まれておるものでしょうか。

○若林委員 修理はこの法案では入っておりません。

○浦口委員 今の松本委員の質問に関連して、ちよつと確かめておきます。それは今の給与の問題ですが、今までの実情としては、各府県、市町村によつてでござつたということを、われわれは承知しております。しかし今度義務教育費国庫負担法という非常に大きな法律によつて、そうしたものを

をなくするということにも、私は大きな根本的な意味があると思ふ。といつても、もちろん現実がございますので、一躍そこに行かないという御議論もあるでしょうが、今の御答弁で承りますと、一般公務員並に、教員について特別の扱いをしないという基準で出されたということでありまして、実際に現実よりも下つて来る面は、半額地方自治体が負担する、現状としては、その半額の方において地方自治体が適当にあんばいして行くのだ、実際の給料が現実より下らないように、地方自治体がやつて行くのだ、こういうふうに承知しておいてよろしいですか。

○若林委員 問題が非常に根本的な事柄に關係するようでありまして、それども、種々事務的に進めて行くことに、多分に關係があると思ひますので、文部当局からこの点を説明させます。

○内藤説明員 ただいまお話の三百七十五円という問題ですが、これは御承知のように、教育公務員特例法によりまして、地方の教員の給与は、国立学校の教員の給与を基準とするというふうに法律でなつておりますので、国立学校の給与を基準として計算いたしますと、全国的には三百七十五円という数字が出たのであります。この数字についても、資格、学歴、勤務年限によつて毎年動きますので、はたして来年三百七十五円になるかどうかというところはわからないのであります。あるいは三百円になるかもしれません。そこで、現在のところ、どういふ措置をいたしておりますかと申しますと、予算面で定員の方は一・五、一・八で計算しますと、定員上に約二万人ほどの余裕が

をなくするということにも、私は大きな根本的な意味があると思ふ。といつても、もちろん現実がございますので、一躍そこに行かないという御議論もあるでしょうが、今の御答弁で承りますと、一般公務員並に、教員について特別の扱いをしないという基準で出されたということでありまして、実際に現実よりも下つて来る面は、半額地方自治体が負担する、現状としては、その半額の方において地方自治体が適当にあんばいして行くのだ、実際の給料が現実より下らないように、地方自治体がやつて行くのだ、こういうふうに承知しておいてよろしいですか。

○若林委員 問題が非常に根本的な事柄に關係するようでありまして、それども、種々事務的に進めて行くことに、多分に關係があると思ひますので、文部当局からこの点を説明させます。

○内藤説明員 ただいまお話の三百七十五円という問題ですが、これは御承知のように、教育公務員特例法によりまして、地方の教員の給与は、国立学校の教員の給与を基準とするというふうに法律でなつておりますので、国立学校の給与を基準として計算いたしますと、全国的には三百七十五円という数字が出たのであります。この数字についても、資格、学歴、勤務年限によつて毎年動きますので、はたして来年三百七十五円になるかどうかというところはわからないのであります。あるいは三百円になるかもしれません。そこで、現在のところ、どういふ措置をいたしておりますかと申しますと、予算面で定員の方は一・五、一・八で計算しますと、定員上に約二万人ほどの余裕が

をなくするということにも、私は大きな根本的な意味があると思ふ。といつても、もちろん現実がございますので、一躍そこに行かないという御議論もあるでしょうが、今の御答弁で承りますと、一般公務員並に、教員について特別の扱いをしないという基準で出されたということでありまして、実際に現実よりも下つて来る面は、半額地方自治体が負担する、現状としては、その半額の方において地方自治体が適当にあんばいして行くのだ、実際の給料が現実より下らないように、地方自治体がやつて行くのだ、こういうふうに承知しておいてよろしいですか。

○若林委員 問題が非常に根本的な事柄に關係するようでありまして、それども、種々事務的に進めて行くことに、多分に關係があると思ひますので、文部当局からこの点を説明させます。

○内藤説明員 ただいまお話の三百七十五円という問題ですが、これは御承知のように、教育公務員特例法によりまして、地方の教員の給与は、国立学校の教員の給与を基準とするというふうに法律でなつておりますので、国立学校の給与を基準として計算いたしますと、全国的には三百七十五円という数字が出たのであります。この数字についても、資格、学歴、勤務年限によつて毎年動きますので、はたして来年三百七十五円になるかどうかというところはわからないのであります。あるいは三百円になるかもしれません。そこで、現在のところ、どういふ措置をいたしておりますかと申しますと、予算面で定員の方は一・五、一・八で計算しますと、定員上に約二万人ほどの余裕が

をなくするということにも、私は大きな根本的な意味があると思ふ。といつても、もちろん現実がございますので、一躍そこに行かないという御議論もあるでしょうが、今の御答弁で承りますと、一般公務員並に、教員について特別の扱いをしないという基準で出されたということでありまして、実際に現実よりも下つて来る面は、半額地方自治体が負担する、現状としては、その半額の方において地方自治体が適当にあんばいして行くのだ、実際の給料が現実より下らないように、地方自治体がやつて行くのだ、こういうふうに承知しておいてよろしいですか。

○若林委員 問題が非常に根本的な事柄に關係するようでありまして、それども、種々事務的に進めて行くことに、多分に關係があると思ひますので、文部当局からこの点を説明させます。

あるのであります。単価の面では三百七十五円も足りない。そこで単価と定員で差引いて、大体全国的には操作ができていくというものが、現在の案情なのであります。ですから、この法案によつて、高い分を地方財政にしわ寄せするのだというにはならないと考へております。

○浦口委員 文部省はならないと言われまうから、その通りに一応お聞きしておきましよう。

それから内部設備費についての補助を、この法律によつて確保されるわけですから、そうなりますと、内部設備費に對しての一つの基準というふうなものが、当然文部省として、つくられると思うのであります。それはできていくのか、その点を伺います。

○内閣説明員 ただいまの御質問は、教材費のことだと思つておりますが、これにつきましては、各学校に必要な教材費の目録を準備してありますので、この法案をどうするかという点も、ただいま研究中でございます。

○浦口委員 なるべく早くきめていただくことを希望いたします。

次に、地財委の意見として——と申します。これに對する反対意見として、この法案が実施されると、教員の定員が三万六千人ふえて、約七十億円地方経費が増加を来す、それによつて地方財政が不当に圧迫を来すという意見が出ておりますが、まずこれについて、文部省なり立案者はこのまま認めていいのかわるか、それをお尋ねいたします。

○田中政府委員 この定員なりあるいは給与等について、実は非常に誤つた

宣伝と申しますか、声が高いので、非常に遺憾に思つておるのでありますけれども、ただいまのお話の点につきましては、実はすでにお話申し上げておりますように、結核に關する療養者が非常にふえておまして、率から申しまして、從來は一・三三というものが、今度は二・四四六というふうな率を示して来ておりますので、そのため増加が大部分でございます。大体約一万人せいふくだと思つております。

そうしますと、この費用は、年額にしまして約二十億、国が半額負担いたしまして十億というふうな実情でございます。いろいろお耳に入つてゐるのは、よほど誇大な数字だと考へております。

○浦口委員 從來から、教職員の行政整理のときに、よく問題になるのが、いわゆるやみ定員と申しますか、やみ定員というものが事実相当であるというのを、文部当局も暗に認めておられるのですが、そのやみ定員と、こ

ういう地財委の意見に對するの關連性は、どういふふうに考へておりますか。

○内閣説明員 これはやみ定員というやうなものではございません。と申しますのは、平衡交付金を算定する場合に、教育費をどう見るかということになりますと、從來国庫負担がござい

ます。それを基礎に平衡交付金は算出したのであります。もちろん、平衡交付金は、教育費以外に他の地方行政全般の費用が織り込まれるのであります。そうして結果が出るわけでありまして、これは財源上の措置であります。ですから、これをどういふふうに使うかということ、地方自治体におきまになることであり、教育委員会と知事との交渉になるわけでありま

す。だから、中央が財源措置したのは、こ

ういふ定員へこ

ういふ定員へこ

ういふ定員へこ

核の死亡者が全体的には約半減した、こ

ういふ定員へこ

ういふ定員へこ

ういふ定員へこ

ういふ定員へこ

一万、こ

ういふ定員へこ

ういふ定員へこ

ういふ定員へこ

ういふ定員へこ

いわれる日本の災害復旧について、特
段の処置がないことは、たいへんこれ
は不安定だと思ふのです。大体公共事
業関係のものについては、ほとんどど
うも、いかに単行法ができて、災
害復旧の場合の補助率その他が確定し
ておりますが、ただ学校だけに
これが確立していないというところは、
非常にわれ／＼としても大きな矛盾が
あるように考えられるのであります。

その点立案の過程において、この災害
について、この法律案に盛るかどうか
という論議がなかつたのか。あるいは
論議がなかつたとすれば今後公立学校
についての災害の場合には、はつきり
した単行法をつくるべきではないか、
こう思ふのでありますが、その二つの
点について、立案者のお考えを承つて
おきたいと思ひます。

○若林委員 御存じの通り、災害につ
いては、われ／＼も他の災害について
の立案をいたしましたときにも、意見
を相当述べる機会があつたのでありま
すが、一昨年は全額国庫負担というの
でやつてみたわけですが、そこで人工災
害というふうなものが流出するように
なりましたので、三分の二という特別
の措置を講ぜられたわけでありませう。

その中には、学校に關しての分は除外
されておつたわけでありませう。今度の
この法律案では、ちようど機会だとい
う氣持があつたものでありますから、
二分の一という線を打出して、これに
現われて来たわけなのであります。行
く行くは他の法案も、学校給食である
とかいふようなことも、この中に将来
包含して行けるものは包含して行つた
らいいじやないか、こういうふうに考
えております。この率その他につきま

しても、あまりに遠慮し過ぎているの
じやないかという氣もするのでありま
すが、他の災害との關係にとらみ合せ
て、この辺が妥當じやないかという氣
持が盛られておるわけでありませう。

○松本(七)委員 今の御説明によりま
すと、ちようどいふ機会だから、この
際にはつきり打出しようという御意見の
ようであります。それならばなおさ
らのこと、他の災害と同じような線を
この際打出すべきではなかつたか。特
に学校の災害復旧だけ少い率にしたと
いうのは、どうも納得行かないので
す。

○若林委員 理想をいましては、
向うと肩を並べたいと思つておりま
すが、向うの他の方は全額が三分の二に
なつてゐるわけでありませう。こつち
は皆無であつた分でありませうから、二分
の一ということをやつたわけでありま
す。

○松本(七)委員 その点は追究しない
でおきましよう。
もう一つ、さつき局長の御答弁にあ
りました結核のことですが、これはな
るほど統計上からは、最近減つてお
るというふうな御答弁があつて、そう
いうことかもしれませんが、結核の間
題は、よほど形式的な数字にとらわれ
ないで考えないと、まずいことになる
のじやないかと思ひます。ということ
は、最近いろいろない薬ができて来
て、ちよつと表面から見ると全快し
たような状態になる、これを全快とし
て扱われておる数が相當あるよう
です。ところが、実際には、むしろ年を
とつた人に結核患者というものが非常
にふえておるわけですが、これは、第一
に生活に無理があるということ——年

をとつて相當な壮年期になりますと、
生活の責任上、完全になおらなくて
も、やはり仕事をしなければならぬと
いうふうなことから、こういう面が出
て来ておるのだらうと思ふのでありま
す。そういう点を勘案してこの率とい
うものを考えるならば、二・四四六で
は、なお少いじやないかという氣が
するのですが、そういう点を御考慮な
さつたかどうか。

○若林委員 仰せの通り、死亡はきわ
めて現象として減つておるのでありま
すが、罹病いたしまして病床につく者
がふえて来ておるといふことは、これ
も事実でございます。厚生省あたり
で、これに対する対策として病床の増
加というふうなことを、相當の費用を
もちまして進めておられるようござ
います。しかし新しい薬の出現等に
よつて、これは不動のものでは決
してございませぬ、必ず動く。また施
設その他がよろしきを得るならば、罹
病者も少くなつて行くと思ふのであり
ます。また、あるいは反対に、憂うべ
き増加の現象をたどる場合があるかも
しれぬと思ふのでありますが、そうい
うことの場合には、それに應じた、實際
に合つた行き方で算定して行すべきも
のではないかと、こういうふうに考へて
おるわけでありませう。

○小林(信)委員 私も、時間がありま
せんから、浦口委員の質問をされたの
に關連してお聞きいたしますが、先ほ
ど委員の問題と、それから給与の問題
でいろいろ御意見があつたのですが、
地財委等からは、この内容からして
は、相當に豊富な人員が出て来る、こ
ういふふうな見解であるがどうかとい
うような御質問があつたのですが、決

して多くないというように文部省の方
ではお答えになつております。私たち
が最近地方から聞く声は、当初政府の
方の考えとしては、地方財政的な見地
からだつたと思ふのですが、地方公務
員の定員を減すというふうな意向が多
分にあつたやうです。しかし、教員に
限つてはこれはしないという形に一応
なつたのですが、しかし實際において
は、地方は相當減員の形を今年あたり
とつてゐるやうに見られるのです。私
の県あたりでも、大体一、二学級程度
のところを単位として教員を一人ずつ
減しておるのです。そうして現に教員
が足りなくて、各学校の校長さんたち
は教育庁にお百度を踏んで、早く教員
をまわしてくれ、担任する先生が足り
ないのだというふうなことを言つてお
るのですが、こういう実情も文部省の
方からお聞きしたいし、そういう中
で、単に地方自治庁がどうとかいうこ
とでなくて、この原案も、はたして地
方の要望にこたえられるかどうか私は
疑念を持つものでありますが、提案者
でなくして、文部当局からその点をお
聞きしたいのです。

○内藤説明員 ただいま小林委員から
の御質問であります。私も、各
県とも本年度は予算の定員が減少して
おるといふ事實は聞いておるのであり
ます。この減少原因が二つあるの
です。一つは、昭和二十六年は生徒数
が減少しましたので、その生徒数によ
る減の分が一つある。それからいま一
つ、最も大きな原因は、平衡交付金が
十分でない、その結果教育費の算定も
十分でない。従つて各県で県の財政事
情全体から引締めて来るということ
が、一番大きな原因ではないかと思

のであります。そこで、こういうよう
な法案で財政を確保しますならば、平
衡交付金が横流れすることもないし、
また平衡交付金の中で教育費をどう算
定するかという場合に、地財委の方で
頭をはねるということもなかつたと思
う。ですから、まる／＼これを見てい
ただきますならば、これ以上の教員数
の減少はなく、しかも實際学校の規模
に合つた必要最小限の教員数は、必ず
確保できるというふうに私は考へて
おるのであります。

○小林(信)委員 第一番の理由の、本
年度入学児童の生徒数が減つておるこ
とは、確かに私たちも聞いておりま
す。しかしそれがすぐ一、二学級の学
校を単位として一人ずつ定員を減すと
いうふうなことは、やはりそこに原因
があるのじやないかと思ふのですが、
これはやはり實際に立つて考へてみれ
ば、一学級の生徒数が十人か十五人減
つたからといって、すぐ一学級減すとい
うふうには、私はならぬと思ふので
す。そういう場合に、一学級の生徒数
を、二学級あつたものを一学級にする
とすれば、五十人ではなくして六十
人、七十人を収容するといふやうな、
そういう無理をしなければならぬ形に
必ずなると思ふのです。入学児童の数
が多少減つたからといって、そうすぐ
一人ずつ学校の先生を減すといふやう
なことには、私は影響ないと思ふので
す。やはりこれは平衡交付金という制度
からの影響というものが多くあると思
ふのですが、またそればかりではなくて、
もつと、やはり教員の不足といふやう
な地方の実態を考へてからなければ
ならぬと思ふのです。従つて、今課長
さんの言われた、平衡交付金に支配さ

ができますので、現在の地方の給与費を割ることはない。これを引下げるといふようなことは、私どもとしてはしたくないし、またすべきではないと考へておるのではありません。この計算方式で参りますならば、今の教員の既得権を尊重できるという考へでございませう。

○小林(進)委員 そういふ予算面上において引下げないで済むというお話は、一応納得ができるのであります。

でなければいふ計算の資料を、私は御配付願いたい。実際において二万人も少い、それを配分すれば三百七十五円確保できるという、その資料をひとつ頂戴したい。けれども、その事実の問題とは異なるしまして、やはりこの法文にうたわれる限りは、言葉は強いかもしませんが、そういうやみ取り的な形は形といたしまして、やはり地方公務員並に、一般公務員とは別個に、どうしても私はこの教職員の俸給というものは理論的にも出て来るという確信があるのであります。この法案にそういう形をやはり文章の上で盛つてもらいたいという気が強いのであります。この点ひとつ時間がありませんので、これは留保しておきますが、私はどうしてもこれはひとつ考へていただきたい、こう思うのであります。これはまたこの次に繰返します。

それから校舎の問題であります。この小学校の校舎の一・一坪という中に、屋体の問題がどれくらい織り込まれていのか、あるいは織り込まれていないのかというのを、ひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○若林委員 これは前回にもお答えをいたしたのでありますが、○二だけ

は屋体が入つておる計算になつております。なお詳しいことは、文部省の方からお聞きを願ひたい。

○小林(進)委員 一・一坪の中に○二坪が入つていふという計算は、どうしても私どものみ込みでないものであります。何か具体的な計数、お持ちではございせんか。ございしたら、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○内藤説明員 いずれ資料をもつて御説明申し上げますが、小学校の一・一坪の中には、○二坪というものが屋体なのです。ですから、一・一の計算基礎を差上げますれば、御了解いただけると思ひますから、これを至急にお手元に配付いたしたいと思ひます。

○小林(進)委員 この内容は、また資料をいただいでから、ひとつ検討させていただきます。この内容が、この屋体の問題について、あるいは義務教育費国庫負担法と別個になるかもしれないが、今年度約九千万円を計上願つたが、これではとうてい及びもつきませんので、一・一坪七果の、特に積雪寒冷地帯の方々が、猛烈な輿論を反映しての運動を展開されて、せめて今年度の必要量の約十億円、そのうちから約一億円を引いた差額の九億九千程のもの、ぜひとも文部省から今年度の追加予算に計上してもらいたいという運動が展開されているはずであります。これに対して、文部当局は一体どんな御意向でいられるのか、お伺ひたいと思ひます。

○若林委員 ちよつとその前に、お答えをいたしておきますが、ただいま十七果建ち上つておりますのは、六・三に關係する別個の分でありまして、この法案では根本的に恒久的のものを考慮

いたしております。なお不備な点は文部省から説明いたさせます。

○内藤説明員 ただいまの御質問ですが、これは今若林先生からお話のあつたように、義務教育の年限延長の分は、この法案とは別個なのであります。六・三の不足分とあわせて屋体の問題は、補正予算の機会があれば補正予算、あるいは来年度実現するように文部省も努力いたしております。

○小林(進)委員 六・三制の問題とは別個に、今も言うように、屋体の問題については、何か積雪法に相準するやうな別個の単行法を設けて特別にこれは六・三制ではありません。義務教育に關する積雪寒冷地帯に対する屋内操場については、特別に単行法を設けてもらいたいというやうな、熱烈な陳情もあるはずであります。こういう単行法の問題と、この義務教育国庫負担法の問題との関連を、一体どんなぐあいにお考へになつておるのか、これもひとつこの際文部当局の御意向を伺つておきたいと思ひます。

○内藤説明員 もちろんこの法案で不備な点があれば、将来改正しなければならぬと考へておりますが、ただいまのところ、単行法で屋体の問題を扱うという決定をする段階には、文部省はまだなつていないのであります。今後この法案で補ひ得ません点につきましては、この法案を改正する。これは単行法でするかということ、今後の研究にまかせたいと思ひます。

○小林(進)委員 この校舎の問題であります。校舎の総坪数の五十分の一に相當する坪数の校舎の建設事業費に相當する額とする」というやうなことで、この「五十分の一」という算定は

一体どこからお出しになつたのか、提案者にひとつお伺ひいたしたいと思ひのであります。

○若林委員 木造の施設を標準としたしまして、土地、風土、氣候などの影響を受けまして、二十五年、三十年のところもあると思ひのであります。なお建築に用材の質その他が、よいものを使つた場合は、五十年、あるいは五十年以上耐えられる場合もあるわけでありまして、平均いたしまして大体四十年を標準としておるわけでありまして、この法案は、最初から御説明をいたしておりますように、最小限度のところをねらうという、きわめて遠慮深い行き方であつたものであります。で、この五十年というものをまづ出して来た、こういうことになつておるのであります。

○小林(進)委員 この校舎の建築費は、文部省の査定によりますれば、坪当り三万三千円。一体二万三千円の建物があるものがござるかと、これは、もう私も言葉は尽す必要がないと思ひのであります。一方に坪当りの単価を二万三千円くらいに見積つておいて、今度はその建物の生命なりあるいは維持の年限を、五十年というふうな長期に換算されるということは、大蔵省、地財委に対する委員会の腰の弱さがあるものであつて、事実上沿はざる非常に矛盾する内容ではないかと思ひのであります。これを拝見したときに、鉄筋コンクリートにしては、ちよつと期間が短過ぎるわけでありまして、まさか木材の建物をもつて、五十年と見ておられるやうなことはなからうと私は思つていたのであります。おそろく終戦前の相当材料の豊富

な、りつぱな大きな建物でつくつた分の既存の校舎でも、四十年を過ぎたものは、もう老朽校舎として、たいいて小学校の使用に耐えられない。九州やそこの方面は、私は見ておりませんけれども、北陸、東北、北海道というやうな雪や雨の多い地方では、四十年過ぎた建物というものは、もはや危険校舎の中に含まなくちやならないやうな程度にまで老朽化しておるのが実情であります。まして二万三千円などという、これはバラツクでありまして、こういうバラツクの建物で、五十年の年限を見ろというやうなことは、私は非常に矛盾していると思ひます。この点、いま一度提案者の御意向を承つておきたいと思ひます。

○若林委員 これは、もう御説の通りであります。同感鳴謝せざるものがあるものであります。しかし、このくらゐのところの線を出しておきませんと、この起債を國家全体からなりました場合に、相當困難を生ずるのじやないかという気がして、この線を出して来たわけでありまして、それから、先ほど申し上げましたように、氣候風土、あるいは建築当時の様相からながめまして、二十年、二十五年で老朽朽になるものもあるし、また場合によりますと、非常に用材の単価の豊富な場所などにおきましては、あるいはまたその修繕に極力手を加へて行くというやうな保存維持、運営に心をいたしますところでは、六十年相当のものもあると思ひますから、一応この線を出してありますけれども、配分の場合、今仰せになつたやうなことを十分勘案をして、この起債の配分は行わ

れて行くというつもりであるわけであります。

○小林(進)委員 この際、これに関連して、文部省にちよつとお聞きしておきたいと思うのですが、この校舎の建築について、現状のままでは、なか／＼小、中学校の校舎の整備も不可能のようでありますから、何か特別の公庫のようなものを設けて、各自治体が毎年一定の金額を積み立て、そして緩急順序に従つて、その金でもつて校舎を順次整備して行くというような法案を準備されているかのごとく承つておられます。私個人も承つたことがございますが、その法案とこの義務教育費国庫負担法との関連について、承つておきたいと思うのであります。

○田中政府委員 ただいまお話の点につきましましては、文部省内の一部においても、研究はいたしておるようでございますけれども、ただいまここで特にその関連について、どうですと申し上げるほど具体化しておりませんことを、御了承いただきます。

○若林委員 立案者といしまして、別に御質問はありませんけれども、この点やはり考慮の対象にはいたしたのであります。しかし、これを実施するのに、ただいま仰せになりました金庫制度の実施ということは、回収の困難あるいは、少くとも三十年、四十年を目標としたのでありますから、巨額の金高をいたすに寝かすということと、それから物価の変動というものを考慮の中に入れますと、現在考へております起債の制度と比べまして、こちらの方が長所を持つておるのじやないかというような気持をもつて、まずこ

の線を強く打出して来たわけであります。

○小林(進)委員 時間もありませんから、いま一問で終わります。私はその他各条項について、それ／＼疑問を持つておるわけでありますが、時間がありませんので、この次の機会に譲ります。今こうして提案者にいろいろ承つておられますと、話し合つておるうちに、気持の上においては何ら相反してゐるところはない。われ／＼の考へてゐるところは、提案者も考へておられるようでありますから、この際ひとつ委員会というような正式のものじやなくて、提案者とわれ／＼野党と懇談をして――またいろいろあなたの方の党内の事情もありましようし、ほかの関係もありましようから、われ／＼の言う通りに修正することも困難と思ひますけれども、お互いの話し合いの上で、懇談的に、ある程度この法案を共同で修正するといふお気持が一体おありかどうか。これを提案者に承つて、私はきよ／＼の質問を終りたいと思ふのであります。

○若林委員 もう十分お気持はわかつておるのでありますが、制度の上から、提案者が修正の中に加わるということとは、ちよつと困難であります。われわれといしましては、文部委員の中で、もし修正するようなことがあれば、文部委員の中に出せるようにというわけで、提案者から一名だけ除いてあるのであります。しかし仰せのごとく、そういうお気持でございましてならば、先ほど委員長も申されたごとく、天地神明に誓つて強き決意のあるところもありません。しかしそういたしましても、相当困難性も感ずるのであ

りますが、与野党一致いたしましたして、この委員会の御協力を得て、これを通過させたいという念願に燃えておるわけでありますから、仰せのごとき気分は多分に持つておりますことを表明いたしまして、もし話し合いがつかましたならば、共同提案何ら辞するところではございませぬということを表明いたしておきます。

○竹尾委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後一時八分散会